

各府省所管の公益法人に関する会計検査の結果についての  
報告書（要旨）

平成 21 年 10 月

会 計 検 査 院

## 検査の背景及び実施状況

### 1 参議院からの検査要請の内容

#### (1) 検査の対象

内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

#### (2) 検査の内容

各府省所管の公益法人についての次の各事項

財務、特に内部留保の状況      国が発注している調査研究事業の状況

### 2 公益法人制度

- ・各府省は、平成8年9月に閣議決定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」、同基準の運用指針等に基づき、所管する公益法人（社団法人及び財団法人）に対する指導監督等を行っている。
- ・公益法人の内部留保については「公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度」とされており、下記のとおり算出される内部留保率については、運用指針上、30%程度以下であることが望ましいとされている。

内部留保額 = - ( + + + + )	内部留保率 (%) = 内部留保額 / ( + + ) × 100
: 総資産額 : 財団法人における基本財産 : 公益事業を実施するために有している基金 : 法人の運営に不可欠な固定資産 : 将来の特定の支払に充てる引当資産等 : 負債相当額	: 事業費 : 管理費 : 当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費

- ・20年12月から、従来の公益法人制度に代わる新たな非営利法人制度として、法人格の取得と公益性の判断の分離等を内容とする公益法人制度改革関連3法が施行されている。
- ・公益法人には、国等の補助金等を原資とした基金が設置造成されているものがあり、会計検査院は17年10月に、国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等についての会計検査の結果を参議院に報告している。この中で、33資金（うち公益法人に設置造成されているもの28資金）において資金事業の内容、実績、資金の保有量及び管理について検討すべき事態が見受けられたことなどを記述している。

### 3 国が発注している調査研究事業

- ・各府省等においては、様々な調査研究事業を外部に発注して実施しており、これらの中には公益法人を契約相手方とするものも多い。
- ・国の契約方式としては、競争契約（一般競争契約、指名競争契約）及び随意契約があり、競争契約の中には、価格と技術的要素等を総合的に評価する「総合評価方式」がある。
- ・また、法令上の契約方式とは別に、近年、「企画競争」や「公募」も行われている。

### 4 検査の観点及び着眼点

検査要請事項 については、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、公益法人の財務、特に内部留保の状況はどのようになっているか、国又は独立行政法人（以下「国等」という。）の補助金等により設置造成された基金が適切かつ有効に運営されているかなどの点に着眼して、検査要請事項 については、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、調査研究事業に係る契約事務が適切に行われており、公正性、競争性及び透明性が確保されているか、調査研究事業の成果物の活用、管理等は適切に行われているかなどの点に着眼して、検査を実施した。

## 検査の結果

### 1 財務、特に内部留保の状況

～20年4月1日現在の各府省所管公益法人の18、19両年度の財務の状況及び国等の補助金等により設置造成された基金の20年度末現在における状況を対象～

#### (1) 各府省所管の公益法人に対する国等からの支出

各府省所管の公益法人数及び国費等交付先法人数（平成20年4月1日現在）

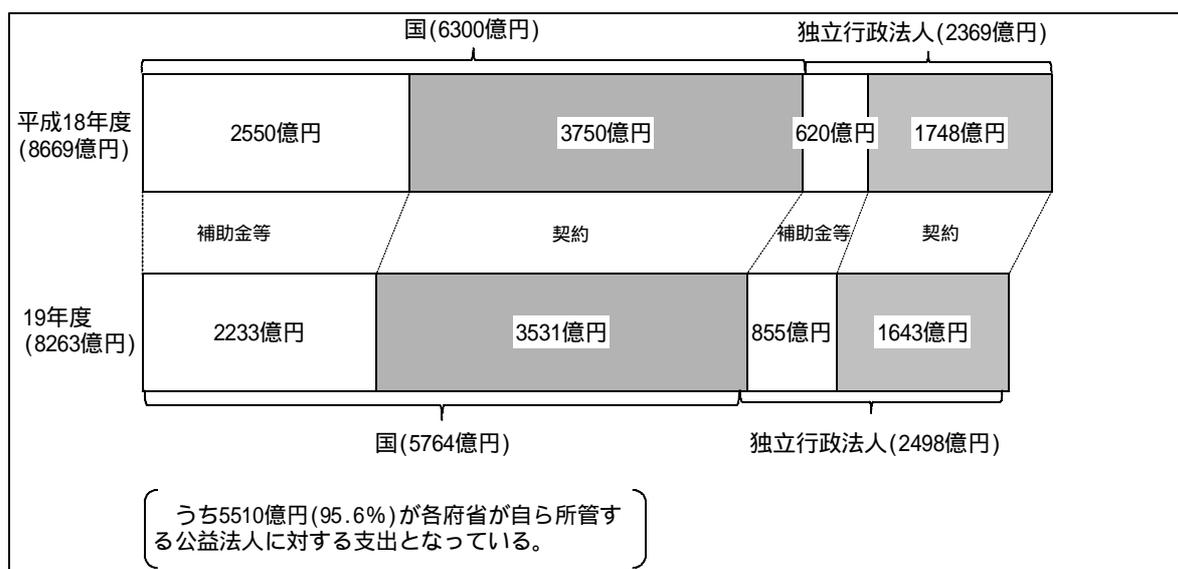
（単位：法人、％）

各府省所管の公益法人数	うち共管法人数	調書提出法人数 (A)	うち国費等交付先法人数 (B) ((B)/(A))	平成18、19両年度のいずれかに国等から補助金等の交付を受けている法人数 (C)	18、19両年度のいずれかに国等から契約に基づく支払を受けている法人数 (D)	国等の補助金等を原資とした基金を20年度末で保有している法人数 (E)
6,661	385	6,604	2,018 (30.6)	823	1,579	90

注(1) (C)、(D)、(E)のいずれかに該当している法人を総称して「国費等交付先法人」という。なお、複数の態様に該当する法人があるため、(B)には重複分を除いた実数を計上している。

注(2) 調書の提出を受けていない57法人については、各省の説明によれば、すべて、国費等交付先法人ではない法人又は調書の作成依頼時点で既に解散していた法人である。

## 国費等交付先法人に対する国等からの支出の状況



### (2) 国費等交付先法人の財務の状況

#### 収入の状況

- ・国費等交付先法人のうち、1事業年度が国の1会計年度と同じ当該年の4月から翌年の3月までとなっている1,854法人の19年度の年間収入額に占める国等からの支出額の割合は、13.8%（うち国からの支出額9.5%）となっている。
- ・国等からの支出額を規模別にみると、19年度においては、1000万円未満の法人が651法人（35.1%）ある一方で、10億円以上の法人が148法人（8.0%）となっている。

（単位：法人、%）

区分	1000万円未満	1000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	うち50億円 以上100億円 未満		計
					うち50億円 以上100億円 未満	うち100億円 以上	
19年度における国等 からの支出額	651 (35.1)	614 (33.1)	441 (23.8)	148 (8.0)	27 (1.5)	10 (0.5)	1,854 (100)
国からの支出額	849 (45.8)	550 (29.7)	342 (18.4)	113 (6.1)	21 (1.1)	5 (0.3)	1,854 (100)
独立行政法人か らの支出額	1,380 (74.4)	304 (16.4)	138 (7.4)	32 (1.7)	5 (0.3)	5 (0.3)	1,854 (100)

- ・国等からの支出額の年間収入額に占める割合をみると、19年度においては、50%以上となっている法人は358法人（19.3%）となっており、このうち、3分の2以上となっている法人は206法人（11.1%）となっている。

(単位：法人、%)

19年度の国等からの支出額の年間収入額に占める割合				計
25%未満	25%以上 50%未満	50%以上	うち2/3以上	
1,224	272	358	206	1,854
(66.0)	(14.7)	(19.3)	(11.1)	(100)

- ・「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月閣議決定）においては、国から「補助金等」の支出を受けた公益法人はその金額及び年間収入額に対する当該「補助金等」の割合を公表することとなっているが、この場合の「補助金等」は、国から交付される補助金等及び予算科目が「（目）委託費」から支出されたものに限定されている。そこで、同計画において公益法人に国からの「補助金等」の状況を公表するよう求めていることとは視点が異なるため、一概に比較はできないが、18年度に予算科目を問わず国からの支出額が年間収入額の3分の2以上となっている105法人について、国からの支出を「補助金等」に限定した場合、当該「補助金等」の額の年間収入額に占める割合が3分の2以上となるものは32法人にすぎず、残る73法人は3分の2未満となっている。
- ・これらの73法人に対する18年度の国からの支出額は1708億円となっているが、国から「補助金等」の支出を受けたものとして公表されている支出額は59億円（3.5%）となっている。

#### 支出の状況

- ・国費等交付先法人のうち前記1,854法人の1法人当たりの平均でみた年間支出額は18年度の32.7億円から19年度の31.1億円と減少しているが、人件費は18年度の5.3億円から19年度の5.4億円に増加している。
- ・指導監督基準等において、管理費は、可能な限り総支出額（年間支出額と次期繰越収支差額の合計）の2分の1以下にすることとされているが、19年度の総支出額に占める管理費の割合をみると、34法人が50%超となっている。
- ・国から補助金等の交付を受けた公益法人が他の法人等の第三者に補助金等を分配・交付（以下「再補助等」という。）している状況をみると、19年度においては、国からの補助金等の交付額のうち、再補助等を行った額の割合が50%以上となっているものが24法人34件（国の補助金等相当額307億円）となっている。

資産、負債及び正味財産の状況

- ・国費等交付先法人2,018法人における資産、負債及び正味財産の状況についてみると、19年度末現在の1法人当たりの平均で資産額56.6億円、負債額33.1億円、正味財産額23.5億円となっており、国等から支出を受けていない4,561法人の平均値（資産額65.6億円、負債額49.4億円、正味財産額16.2億円）に比べて、資産の規模は小さいが、正味財産の規模は大きくなっている。

個別の法人における事態

- ・個別の法人を抽出して検査したところ、国から交付された補助金等の人件費への充当について検討の必要があったと認められるものが見受けられた。

(3) 各府省所管の公益法人の内部留保

国費等交付先法人の内部留保額の状況

- ・国費等交付先法人2,018法人の19年度末における1法人当たりの平均の内部留保額は、国等からの支出を受けていない法人と比較すると約3倍となっている。

(単位：法人、百万円、%)

区分	法人数	内部留保額計	(増減率)	1法人当たりの平均
国費等交付先法人	2,018	243,216 589,824 346,607	( 9.1)	120
国等からの支出を受けていない法人	4,561	180,428 522,903 342,475	( 52.5)	39

注(1) 内部留保額がマイナスとなっている法人があり、それらを相殺した額を計上している。

注(2) 調書の提出を受けた法人のうち、収入・支出の実績がある法人について集計している。

- ・国費等交付先法人の19年度末の内部留保額を規模別にみると、内部留保額が1億円以上の法人が745法人(36.9%)あり、このうち10億円以上の法人が115法人(5.7%)となっている。

(単位：法人、百万円、%)

法人数	1法人当たりの平均内部留保額	内部留保額の規模別法人数及び割合						
		0円未満	0円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
2,018	120	156 (7.7)	816 (40.4)	301 (14.9)	745 (36.9)	523 (25.9)	107 (5.3)	115 (5.7)

国費等交付先法人における内部留保額の減算項目の状況

- ・国費等交付先法人における19年度末の内部留保額の当該法人全体の総資産額に対する割合は2.1%となっている。
- ・また、国費等交付先法人全体の19年度末の総資産額は18年度末と比べて増加しているが、減算項目の「公益事業基金」等の金額が増加しているため、内部留保額は減少している。

(単位：法人、百万円、%)

区分	法人数	総資産額	減算項目					内部留保額(A) (A) / ( )
			基本財産 ( / )	公益事業基金 ( / )	運営固定資産 ( / )	引当資産等 ( / )	負債相当額 ( / )	
平成18年度末	2,017	11,071,258	852,477 (7.7)	3,711,567 (33.5)	1,575,435 (14.2)	1,240,453 (11.2)	3,423,746 (30.9)	267,578 (2.4)
19年度末	2,018	11,438,212	883,806 (7.7)	3,943,466 (34.5)	1,578,272 (13.8)	1,508,847 (13.2)	3,280,603 (28.7)	243,216 (2.1)

- ・公益事業基金については、運用指針において「事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。」とされているが、19年度末現在で国費等交付先法人2,018法人が保有する1,784基金のうち、事業目的に係る規定のないものは471基金(26.4%)、取崩しに係る規定のないものは606基金(34.0%)となっている。

国費等交付先法人における内部留保率

- ・内部留保率が30%を超えている法人は、18、19両年度とも国費等交付先法人全体の3分の1程度となっている。

(単位：法人、%)

区分	法人数	内部留保率別法人数及び割合					
		0%以下	0%超 30%以下	30%超	30%超 50%以下	50%超 100%以下	100%超
平成18年度末	2,017	167 (8.3)	1,137 (56.4)	713 (35.3)	379 (18.8)	240 (11.9)	94 (4.7)
19年度末	2,018	172 (8.5)	1,187 (58.8)	659 (32.7)	343 (17.0)	225 (11.1)	91 (4.5)

内部留保と国等からの支出規模の関係(平成19年度)

- ・国費等交付先法人について、19年度の国等からの支出額に応じておおむね法人数が同規模となるように3グループに分類して、それぞれの内部留保額の状況を見ると、国等からの支出額が1億円以上のグループでは、内部留保額が1億円以上の法

人の占める割合が56.8%と、他のグループや国等からの支出を受けていない法人と比べて高い割合となっている。

(単位：法人、%)

内部留保額の規模 国等からの支出額	1000万円未満	1000万円以上 1億円未満	1億円以上	計
1000万円未満	184 (26.0)	352 (49.7)	172 (24.3)	708 (100)
1000万円以上1億円未満	128 (18.6)	341 (49.4)	221 (32.0)	690 (100)
1億円以上	107 (17.3)	161 (26.0)	352 (56.8)	620 (100)
計	419 (20.8)	854 (42.3)	745 (36.9)	2,018 (100)
<参考>国等からの支出を受けていない法人	1,987 (43.6)	1,857 (40.7)	717 (15.7)	4,561 (100)

#### 個別の法人における事態

- ・個別の法人を抽出して検査したところ、内部留保額の算出上減算項目としている公益事業基金及び引当資産等の妥当性に疑義のあるもの、国の補助金により設置された基金の運用益が内部留保の増加に影響していると考えられるものが見受けられたほか、国への補助金の返納が遅延しているものも見受けられた。

#### (4) 所管府省の指導監督及び所管府省退職者の再就職者の状況

##### 所管府省による立入検査の実施状況

- ・19年度に実施された所管府省による立入検査の結果、財務・会計面で改善すべき事項があるとされた国費等交付先法人は233法人で、このうち、所管府省から文書により改善の指示を行ったものが115法人(49.4%)となっている。

##### 所管府省退職者の再就職者の状況

- ・所管府省から18、19両年度のいずれかに補助金等の交付又は契約に基づく支払を受けている1,521法人について、所管府省退職者の再就職者の状況をみると、20年4月1日現在で1,163法人に9,900人が在籍している。
- ・また、19年度に所管府省から支出を受けている法人についてみると、20年4月1日現在で所管府省退職者の再就職者が在籍している法人は、在籍していない法人に比べて、1法人当たりの所管府省からの支出額が約7倍となっており、また、常勤の再就職者の在籍人数が多いほど、1法人当たりの所管府省からの支出額も多くなる傾向が見受けられる。

(単位：百万円)

区分	所管府省 退職者の 再就職者 在籍なし	常勤再就 職者在籍 なし	常勤再就職者在籍数					所管府省 退職者の 再就職者 在籍あり
			1人	2人	3人	4人	5人以上	
1法人当たりの所管府省 からの支出額	62	64	186	260	381	649	1,157	472

(5) 国等の補助金等により各府省所管の公益法人に設置造成された基金

基金の概況

- ・20年度末現在で、国の補助金等により各府省所管の公益法人に設置されている基金（以下「国所管基金」という。）が110基金、独立行政法人の補助金等により各府省所管の公益法人に設置されている基金（以下「独法所管基金」という。）が35基金あり、これらの20年度末の基金保有額は、計1兆0872億円（うち国等の補助金等相当額計1兆0191億円）と多額に上っている。

(単位：法人、基金、百万円)

区分	法人数	基金数	基金保有額 (平成20年度末)	うち国等の 補助金等相当額
国所管基金	68	110	912,051	849,772
独法所管基金	18	35	175,194	169,415
計	84	145	1,087,245	1,019,188

(注) 2法人においては、国から補助金等の交付を受けて設置している基金と独立行政法人から補助金等の交付を受けて設置している基金の両方を有しており、「計」欄の法人数はこの重複分を控除したものである。

基金事業の運営の状況

- ・国所管基金110基金のうち、事業実績率（直近3年間の平均事業実績額を元年度以降におけるピーク時の事業実績額で除して得た数値）の算定が可能な77基金についてみると、事業実績率が30%未満となっているものが27基金ある。また、前記17年10月の報告において対象とした68基金のうち、16年度末と20年度末の事業実績率の比較が可能な38基金についてみると、低下しているものが23基金となっている。

(注) 事業実績額 本報告の分析において、各年度の事業実績額としているのは、貸付事業基金については新規貸付額、債務保証事業基金については新規債務保証額、利子助成事業基金については利子助成支払額、補助・補てん事業基金については補助金等の支払額、調査等その他事業基金については調査・研究等に係る費用の支払額としている。

- ・上記110基金のうち、基金保有倍率（直近の基金保有額を直近3年間の平均事業実績額で除して得た数値）の算定が可能な70基金についてみると、基金保有倍率が50倍以上となっているものが19基金ある。また、上記68基金のうち、16年度末と20年度末の基金保有倍率の比較が可能な38基金についてみると、上昇しているものが15基金となっている。
- ・基金の保有形態をみると、保有額の半分以上を債券で保有している基金も見受けられるが、基金によっては、事業終了時の補助金の国庫返納のため満期償還前の債券の売却を行う結果、損失が発生するおそれもある。
- ・国所管基金と独法所管基金の計145基金の運用益の用途に関する規定の有無及びその内容についてみると、130基金において規定があるが、そのうち2基金は基金事業のほか、それ以外の事業にも充当できるとする内容の規定も設けている。

#### 基金の見直し体制の整備状況

- ・国所管基金については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月閣議決定）が定められ、基金を保有する法人は各府省が定めた基金事業の目標達成度の評価を行うこととされて、使用見込みの低い基金については、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返納等、その基金の取扱いを検討するとされた。また、18年度の政府の見直しにおいて、原則としてすべての事業について定量的な目標を設定することとされた。
- ・しかし、定量的な目標を設定した上で目標達成度の評価を実施したとしているものは110基金のうち17基金であり、余裕基金の返納規定が設けられていない基金も見受けられる。
- ・さらに、基金を保有する法人が基金の保有割合を算出するに当たって、過去の実績以外の指標等を基に必要見込額を算出しているものの中には、必要見込額をより合理的な指標を用いて算出すべきものや、単年度当たりの必要見込額が、計算上、直近3年間の平均事業実績額の10倍を超えているものが見受けられる。

#### 個別の基金の状況

- ・個々の基金を抽出して検査したところ、事業実績が継続的に少ない状況となっているもの、計画的かつ速やかに国庫返納がなされるべきもの、基金規模の見直しによる基金の取崩額と国庫補助金の返納額に差額が生じたものなどが見受けられた。

## 2 国が発注している調査研究事業の状況

～各府省所管の公益法人を契約相手方として国が締結した調査研究事業に係る契約（少額随契等を除く。）のうち、18、19、20各年度（20年度は20年9月まで）を対象～

### (1) 契約全体の状況

公益法人を契約相手方とする調査研究事業に係る契約の状況

区分	年度等	(参考) 公益法人を契約相手方とする契約全体	[対象契約]			左の対象契約に占める割合 ((B)/(A))
			うち各府省所管の公益法人を契約相手方とする契約 (A)	うち自府省所管公益法人分 (B)		
件数	平成18年度	4.7千件	4.3千件	3.7千件	(87.1%)	
	19年度	3.9千件	3.4千件	3.0千件	(86.0%)	
支払金額	18年度	159,354百万円	144,146百万円	133,266百万円	(92.5%)	
	19年度	148,041百万円	126,060百万円	117,403百万円	(93.1%)	

契約内容の状況（19年度）

（単位：％）

区分	契約内容	調査	統計調査	研究	競争的資金による研究	計
件数割合		89.1	1.7	6.1	3.1	100
支払金額割合		85.1	1.2	9.7	4.0	100

### (2) 契約の競争性の状況

契約方式の状況

・19年度で見ると、随意契約の割合は、前年度より件数、支払金額共に減少しているが、依然として大部分（件数72.6％、支払金額82.2％）を占めている。

（単位：％）

区分	年度等	一般競争契約		指名競争契約		競争契約（計）		随意契約			合計
		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち企画随契	うち企画競争等を経ない随意契約		
件数割合	平成18年度	10.6	0.3	5.0	-	15.6	0.3	84.4	27.8	47.1	100
	19年度	23.3	9.9	4.1	-	27.4	9.9	72.6	30.0	8.2	100
支払金額割合	18年度	4.3	0.1	2.4	-	6.7	0.1	93.3	38.9	49.4	100
	19年度	15.7	10.4	2.1	-	17.8	10.4	82.2	35.7	15.7	100

## 落札率の状況

(注) 落札率とは、契約金額の予定価格に対する比率をいう。

- ・ 随意契約の平均落札率が、競争契約より10ポイント強高くなっている。

(単位：%)

区分	契約方式			随意契約	計
	競争契約	一般競争契約	指名競争契約		
平均落札率 (平成19年度)	87.7	87.9	86.8	98.5	95.6

## 競争契約における応札者数の状況

- ・ 19年度でみると、競争契約の割合は前年度より増加しているものの、1者応札の件数割合が58.3%と半数以上を占めている。

## 競争契約における応札者数別の落札率の状況

- ・ 1者応札の平均落札率は、2者応札よりも8ポイント以上、3者以上応札よりも14ポイント以上上回っていて、落札率からみた場合、1者応札の場合には実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

(単位：%)

区分	応札者数					
	1者	2者	3者	4者	5者以上	計
平均落札率 (平成19年度)	92.6	84.2	78.2	71.7	74.5	87.7

## 企画競争における応募者数の状況

- ・ 企画競争における1者応募の件数割合が55.8%と半数以上を占めており、企画競争において複数の業者の中から優れた企画を提案した者を選定する手続の実効性を確保しにくい状況となっている。

## 総合評価方式及び企画競争の実施に係る要領等の整備状況(21年4月1日現在)

- ・ 29省庁のうち、統一的な要領等を作成していないもの等が、総合評価方式で5省庁、企画競争で10省庁ある。

## 個別の契約における競争性等

- ・ 競争契約や企画競争において、募集期間や履行期間が短期間であったり、入札の資格要件に制限的な条件を付したりなどして競争性の確保に関して検討の必要があったもの、総合評価方式の実施方法において透明性が十分でないものなどが見受けられた。

(3) 予定価格作成の状況

予定価格の算定方法（19年度）

（単位：％）

算定方法 区分	積算基準	参考見積書	過去の実績	市販資料	計
人件費単価	80.2	12.6	6.1	1.0	100
人日数	26.1	31.2	42.5	0.1	100
諸経費	78.9	12.7	8.1	0.3	100

（注）複数の算定方法を重複して採用している契約を除く。

人件費単価の状況

- ・19年度の対象契約のうち96件についてみると、契約により内容や難易度に違いがあるため一律に比較できないものの、7,238～87,000円/日（平均34,315円/日）となっていて相当のばらつきがある。

諸経費の状況

- ・29省庁の積算基準等をみると、各省庁間で、諸経費率の水準や対象経費の範囲が区々となっている。
- ・19年度の対象契約のうち91件について、直接費（人件費、事務費等を含む。）に対する諸経費率を試算すると、積算基準や参考見積書等により算定している場合にばらつきが大きくなっている。
- ・36公益法人の19事業年度の財務データに基づいて、直接費に対する諸経費率を試算すると、91件の契約に係る諸経費率より低くなっている。

（単位：％）

		諸経費率	平均値
個別の契約データ	91件	0.5 ~ 182.5	56.5
（参考）公益法人の財務データ	36法人	1.6 ~ 145.4	25.2

個別の契約における予定価格の算定等

- ・複数の省庁から同一公益法人に発注された調査研究事業に係る契約の予定価格における諸経費率が区々となっているものが見受けられた。

(4) 契約の履行及びその確認の状況

再委託の状況

- ・一般的に再委託する場合は発注者の承認が必要とされている。大部分の府省等は、再委託に係る承認申請書が提出された段階になって再委託の状況を把握するケースが多い。19年度でみると、再委託が行われているとしている契約のうち、再委託率が

50%以上となっている契約の割合は件数で9.0%となっている。

#### 概算契約における額の確定の状況

- ・概算契約（契約締結時には契約金額が確定しておらず、履行が完了した段階で額を確定させるもの）の額の確定方法について、統一的な要領等を作成していない省庁が29省庁のうち16省庁ある（21年4月1日現在）。
- ・19年度の対象契約のうち、提出書類だけで確認しているものの件数割合は43.6%となっている。

#### 個別の契約における履行状況等

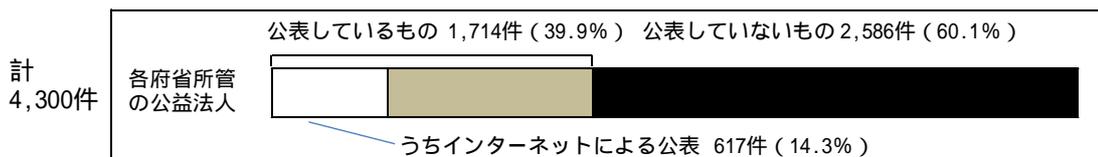
- ・再委託の承認手続きをとっていなかったり、再委託の成果物を確認できなかったり、概算契約において区分経理が行われていなかったり、履行期間外に業務を実施していたり、成果物の納品が遅延していたり、成果物の記載内容が不十分となっていたり、当初の目標を達成していなかったりしているものなどが見受けられた。

### (5) 成果物の公表及び管理

#### 公表の状況

～19年度の対象契約3,498件に係る成果物4,300件（契約によって複数の成果物があるため、契約件数とは一致しない。）を対象～

- ・成果物を公表しているものの件数割合は39.9%、うちインターネットによる公表は14.3%にとどまっている。



- ・国立国会図書館への納本率も低い状況となっている。

#### 管理の状況

- ・成果物のうち24.2%については、契約条項において著作権の帰属に関する規定がない状況となっている。

#### 個別の契約における成果物の公表、管理等の状況

- ・成果物についてより有効な公表方法を検討すべきもの、発注者に著作権を帰属させる旨を契約書等に明確に定めるべきものなどが見受けられた。

## 検査の結果に対する所見

### 1 財務、特に内部留保の状況について

各府省所管の公益法人の中には、国等からの支出を受けているものや、国等の補助金等を原資とした基金を保有しているものが多数あり、これに対して国等からは多額の支出がなされているが、補助事業の実施、財務の透明性、内部留保額等の算出、基金事業の運営等の面で課題が見受けられる。

したがって、各府省は、今後、新たな公益法人制度の趣旨を踏まえつつ、以下の点に留意して、公益法人に対する国等の支出が経済的、効率的に行われて、その効果が十分上がるよう努める必要がある。

#### ア 公益法人における補助事業の実施及び経理について

公益法人における補助事業の実施に当たっては、補助対象事業費に含める人件費を適正に算定させるなど公益法人に対する指導を強化するとともに、額の確定に当たって厳正な審査を行う。

また、公益法人から補助金等を国に返納させる必要がある場合には、公益法人に補助金等が滞留しないよう、額の確定等の手続を速やかに行う。

#### イ 公益法人に対する国の支出の透明性について

公益法人の国からの支出額に係る公表については、公益法人に対する国の支出の状況がより明らかになるよう努める。

#### ウ 公益法人の内部留保について

各府省は、所管する公益法人に対して、内部留保額等が公益法人の財務において重要な指標の一つであることを認識させて、その算出が適正に行われるよう指導する。このことは、新たな公益法人制度における遊休財産額の算定の際にも、十分留意する必要がある。

また、内部留保の規模が過大になっている公益法人に対しては、内部留保の規模が適正になるよう指導する。

#### エ 所管府省による指導監督及び所管府省退職者の再就職者の状況について

所管する公益法人への財務状況についての指導監督を実効あるものにするために、立入検査をより徹底するとともに、その的確な把握に努めて、指導が必要な事項は適時適切に文書によって行い、当該法人が講じた措置の履行状況の把握にも努める。

また、所管府省退職者の再就職者が在籍している公益法人への支出に当たっては、特にその透明性の確保に留意して、当該法人に対する支出の必要性等について十分説明責任を果たせるようにする。

#### オ 基金事業の運営について

今回の検査において検討すべき事態が見受けられた基金については、早急に実効性のある見直しを行って所要の処置を講じる。

また、これらを含めて、今後の基金事業の運営に当たっては、事業実績及び保有倍率を考慮に入れて利用条件や基金規模の検討を常に行うとともに、基金設置の趣旨に沿った管理や基金の国庫返納の際の損失発生を回避する手段の検討について公益法人を指導する。さらに、定量的な目標の策定とこれに基づく適切な目標達成度の評価及び基金事業の見直しに努める。

## 2 国が発注している調査研究事業の状況について

各府省所管の公益法人に発注している国の調査研究事業については、各府省等では公共調達 of 適正化を推進する中で、競争性の高い契約方式への移行が図られているが、契約の競争性のほか、予定価格の算定、契約の履行及びその確認、成果物の公表及び管理の面で課題が見受けられる。

したがって、公益法人に調査研究事業を発注している各府省等は、次の点に留意することにより、契約の経済性、公正性、競争性及び透明性の更なる向上に努めるとともに、調査研究事業の成果が広く国民に活用されるよう努める必要がある。

#### ア 契約の競争性について

- (ア) 随意契約を実施しているものについては、企画競争等によらざるを得ない場合を除いて、発注する業務の内容を仕様書等において具体的に定めるなどして早急に総合評価方式を含む競争契約への移行を図る。また、企画競争等を経ない随意契約による場合には、なるべく複数者から見積書を徴して、競争の原理の応用に努める。
- (イ) 契約相手方の選定に当たって技術等の評価を必要とする場合には総合評価方式を実施することを原則とし、仕様書等の内容を具体的に提示することが困難であったり、複数の者を契約相手方として選定する必要があったりするなどの同方式の導入になじまない場合に限って企画競争の実施を検討する。また、総合評価方式及び企画競争については、審査員の構成、審査方法等に関して統一的な要領等を作成して、これに基づいて実施するなど公平性及び透明性の一層の向上を図る。

(ウ) 競争契約や企画競争を行うに当たっては、契約の適正な履行の確保に配慮しつつ、より多くの者の参加が可能となるよう、入札や応募の資格要件や審査基準を必要最小限にとどめ、履行期間や提案書の応募期間を十分確保することにより制限的なものとならないよう留意するほか、仕様書や要領等の内容を明確にするなどして、実質的な競争性の確保に努める。また、公募を実施する場合には、公正性を確保するため契約予定相手方名の表示は行わないようにする。

#### イ 予定価格の算定について

調査研究事業では、多様な業務内容等に応じて予定価格の算定を行う必要があり、積算基準、実例価格、公益法人の財務データなど、利用可能な資料のうちから実態に適合したものを選択して、これに基づいて人件費、諸経費等を積算することにより、算定の合理性の向上に努める。

#### ウ 契約の履行及びその確認について

公益法人による再委託について管理を厳格にしたり、業務内容等の変更に応じて契約変更を適時適切に行ったりなどして、契約の履行管理の徹底を図る。

また、概算契約について、公益法人における区分経理の実施状況を十分に把握するとともに、額の確定方法に関する統一的な要領等を作成して、これに基づいて契約金額の精算を行い、概算契約の適切な履行を確保する。

さらに、成果物の納品等、契約の履行確認の徹底を図る。

#### エ 成果物の公表及び管理について

調査研究事業の成果物については、国民に有用な情報を提供するとともに、個人情報保護等に十分留意しつつ、公表に係る要領等を整備して一層積極的に公表を進める。特に、インターネットが急速に普及していることから、基本的にインターネットによる公表を推進するとともに、各府省等全体の取組として国立国会図書館への納本を励行する。

また、成果物の著作権については、契約書等において各府省等への帰属を明確に定めておく。

会計検査院としては、公益法人制度の改革に伴う各府省所管の公益法人の今後の状況を注視するとともに、公益法人に対しては、引き続き、国等から多額の支出がなされることも見込まれることから、今後とも、これらの支出及びこれにより設置造成された基金について、多角的な観点から検査していくこととする。